

資産活用応援ローン

令和4年7月1日現在

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | ・〈ながしん〉資産活用応援ローン |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業エリア内に居住または勤務されており、対象不動産をお持ちの方。 ・安定した収入の見込まれる方。 ・対象物件にご融資残高がある場合、直近1年間に返済遅延のないこと ・当金庫の定める融資基準を満たしておられる方。 ・お申し込みの際は、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 |
| お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ・アパート、マンション、貸ビル、貸店舗等の改修資金 ・駐車場設営資金、空き家解体資金、その他所有不動産の有効活用に関する事業資金 ・上記に関する付帯費用 |
| ご融資限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上2,000万円以内（1万円単位） ※ただし、建物解体のみの場合は500万円以内とします。 ※ご融資金額が1,000万円以内の場合、無担保での取扱いが可能です。 |
| ご融資期間 | ・15年以内 |
| ご融資利率 | <p>[変動金利型] TIBOR 連動型（年1回見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率 ご融資利率は店頭でご確認ください。なお、利率は金利情勢などに依り変動します。 ・ご融資後の利率の見直し 毎年10月1日を見直し基準日とし、前回基準日との利率差だけ融資利率を変動します。新融資利率は、毎年12月の約定返済日の翌日から適用されます。 ※無担保での取扱いの場合は、融資利率に0.30%の金利が上乗せとなります。 ※団体信用生命保険に加入される場合は、融資利率に所定の金利が上乗せとなります。 |
| ご返済方法 | ・元金または元利均等分割返済 |
| 保証人 | ・原則、連帯保証人が必要です。 |
| 担保・火災保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資の対象となる土地、建物に当金庫を抵当権者とした第1順位の（根）抵当権を設定させていただきます。当金庫が（根）抵当権を既に設定している場合、後順位での取扱いも可能です。 ・有担保の場合、原則として融資対象の建物には時価額で融資期間に応じた火災保険に加入していただきます。 ・担保設定費用、火災保険料はお客様の負担となります。 |
| 団体信用生命保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・下記の団体信用生命保険に加入いただけます。（任意） 〔引受保険会社〕 SBI生命保険 〔保険契約者〕 一般社団法人 全国団信推進協会 〔団信種別/対象年齢/金利上乗せ〕 ① 全疾病保障付団信（対象年齢 満20歳以上満50歳以下） 金利0.30%上乗せ ② 一般団信（ // 満51歳以上満65歳以下） 金利0.35%上乗せ ・上記①の全疾病保障付団信を申込された方が、告知審査の結果、上記②の一般団信の加入となる場合があります。 ・通常より引受範囲を拡大したワイド団信は、上記①②いずれかの団信を申込後、告知審査の結果による加入となります。この場合、別途0.30%の金利上乗せとなります。 ・それぞれの団体信用生命保険の保障内容等詳細については、別途SBI生命のパンフレットおよび被保険者のしおりをご参照いただくか、窓口へお問い合わせください。 |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・有担保の場合、1件につき33,000円（消費税込）の不動産担保調査手数料が必要です。 ・無担保の場合、手数料は不要です。 |

| | |
|--------|--|
| 苦情処理措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-5492-74）にお申し出ください。 |
| 紛争解決措置 | 紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 |